

国民健康保険・後期高齢者医療保険の 限度額適用認定証の申請と更新について

国民健康保険・後期高齢者医療保険の 傷病手当金の支給について

【東京しごと
センター多摩】

入院などにより高額な医療を受けられる方で、その月の医療費（保険外診療を除く）が世帯の自己負担限度額を超えた場合、高額療養費の制度により、自己負担限度額を超えた分が後日払い戻しとなりますが、「限度額適用認定証」を事前に医療機関などの窓口で提示することで、窓口での支払いを世帯の自己負担限度額までにすることができま

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入の方で、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われ療養のため仕事を休んだ方は、傷病手当金の申請ができます。

申請については、町ホームページまたは役場住民課までお問い合わせください。

様々な就業支援セミナーなど実施しています。詳細はQRコードを参照ください。

また、住民税非課税世帯の方は、入院時の食事代も軽減される「限度額適用・標準負担額減額認定証」の対象となります。

○休んだ期間について給与がもらえないこと。
*会社から給与が支払われている場合でも、傷病手当金より少ないときは、その差額が支給されます。

※問い合わせは、町ホームページまたは役場住民課までお問い合わせください。

※問い合わせは、観光産業課 ☎83-2295

○70歳から74歳までの国民健康保険被保険者の方
令和2年8月1日以降、対象となる方（住民税非課税世帯ならびに現役並み所得の方）には、申請のご案内をお送りします。

○後期高齢者医療被保険者の方
過去に限度額適用の認定を受けた方で、令和2年8月1日以降も該当となる方（住民税非課税世帯）には、認定証を7月下旬頃にお送りします。

○新型コロナウイルス感染症の療養のため仕事ができないこと。
○感染または感染の疑いにより4日以上仕事を休んでいること。

※問い合わせは、観光産業課 ☎83-2295

○70歳未満の国民健康保険被保険者の方
ご希望の方は、住民課総合窓口・子ども家庭支援センター（古里出張所）まで申請してください。

○休んだ期間について給与がもらえないこと。
*会社から給与が支払われている場合でも、傷病手当金より少ないときは、その差額が支給されます。

※問い合わせは、住民課 ☎83-2182

※問い合わせは、観光産業課 ☎83-2295

カット

古着など排出抑制
国保・後期高齢ほか

古着・古布類の排出抑制にご協力ください

町が資源として回収した古着・古布類は、西秋川衛生組合で一時保管の後、リサイクル業者により再利用可能なものを主に東南アジア諸国に輸出していますが、新型コロナウイルスの影響により、輸入国での受け入れが困難な状況となっています。

このような状況が改善されるまでの間、古着・古布類については、自宅で保管いただくなど、排出抑制にご協力をお願いします。

また、古着・古布類について西秋川衛生組合での一時保管が困難となった場合には、焼却処分をせざるを得なくなりま

ますので、ご理解をお願いします。

なお、状況が改善された場合は、改めてお知らせします。

※問い合わせは、環境整備課（クリーンセンター）

☎83-2110

